

大磯町避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画

第1章 基本的な考え方

1. 背景と目的

本町では、国が示したガイドラインに基づき、平成19年3月に「災害時要援護者支援マニュアル」を策定し災害時要援護者登録名簿を作成して、地域における避難支援体制づくりに取り組む自治会、民生委員・児童委員、大磯町消防団に名簿提供を行ってきました。

平成23年の東日本大震災では、犠牲者のうち65歳以上の高齢者が約6割であり、また、障がい者の犠牲者の割合は、被災住民全体と比較して2倍程度に上ったと推計されています。

こうした教訓を踏まえ、国では平成25年に災害対策基本法を改正し、これまでのガイドラインを全面的に改定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を示しました。

本町では、この法改正を受けて、平成27年2月に避難行動要支援者対策を「大磯町地域防災計画」に位置付け、その下位計画として、この「大磯町避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画」を定め、従来の災害時要援護者対策からの見直しを行いました。

この計画は、災害発生時に一人でも多くの避難行動要支援者の生命と身体を守るという重要な目標を達成するため、町における避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたもので、避難行動要支援者の自助及び地域（近隣）の共助を基本とし、町による公助と連携して避難支援体制の整備を行うことにより、地域の安全・安心体制を図ることを目的とします。

2. 基本的な考え方

地域における避難支援体制づくりにおいては、まずは一人ひとりが自分や家族の身は自分で守るという意識のもとに行う「自助」、自治会組織等、近隣住民との助け合いや支え合いによる「共助」の取組みが重要となります。

このような「自助」や「共助」が機能するためには、日頃からの地域のつながりを通じた取組みにより、「地域の人、地域で守る」という自覚や連帯感を基本とした避難支援体制づくりを推進していくことが必要となります。

第2章 避難行動要支援者名簿に掲載する方の範囲

災害発生時に、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとることが困難であったり、自宅を失うなどの理由により避難施設で生活する場合に、配慮を必要とする方々を「要配慮者」といいます。

本町では、これらの要配慮者のうち、障がい者や要介護者など、災害が発生した場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、特に支援を要する以下の方々を、「避難行動要支援者」と位置付け、地域での避難支援体制づくりのために避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成することとしています。（病院や施設に入所されている方は名簿掲載の対象外です。）

■ 「要配慮者」と「避難行動要支援者（名簿掲載対象者）」

要配慮者

避難行動要支援者

- 障がい者
 - ・身体障がい者（身体障害者手帳） 1級、2級
 - ・知的障がい者（療育手帳） A1、A2
 - ・精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳） 1級
- 要介護者
 - ・介護保険要介護状態区分 3、4、5
- 上記に掲げる者のほか災害時において支援が必要な方

- 高齢者
 - ・ひとり暮らし高齢者（75歳以上）
 - ・高齢者のみ世帯（75歳以上）
- 妊婦・乳幼児 ○未就学児童 ○児童生徒
- 日本語の理解が十分でない外国人
- その他、災害発生時に負傷された方 等

第3章 名簿作成に必要な個人情報及びその入手・更新方法

1. 名簿の種類

本町が作成する名簿は、「平常時から避難支援等関係者（6ページ参照）に情報を提供することに同意したもの」と、「災害発生時に名簿掲載対象者の同意の有無に関わらず、法令に基づき避難支援等関係者に提供されるもの」の2種類があります。

2. 名簿に掲載される個人情報の範囲

災害発生時において、避難行動要支援者の避難誘導や安否の確認、また避難所等での生活支援を的確に行うためには、平常時から避難行動要支援者の生活状況や身体状況等の情報を把握し、関係者間で共有することが必要です。

また、災害発生時には、これらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくことが重要です。

本町では、国の取組指針を受け、次の（1）～（7）に掲げる情報を名簿に掲載するものとします。

- （1）氏名
- （2）生年月日
- （3）性別
- （4）住所
- （5）電話番号
- （6）避難支援等を必要とする事由
- （7）必要とする支援内容

3. 名簿に掲載される個人情報の収集方法

名簿に掲載される個人情報は、「大磯町避難行動要支援者登録同意確認書」（10ページ参照）へ対象者本人（もしくはその家族等）が記入した情報を利用します。

なお、避難支援等関係者は、町から提供を受けた名簿及び本人から収集した情報の管理責任者（避難支援等関係者の代表等）を設置するものとします。

4. 名簿情報の更新

災害発生時に迅速かつ適切な避難支援を行うため、町は名簿情報の更新を定期的に（年1回以上）行うものとします。更新の際には、新たに名簿掲載対象となる方に対して、平常時から避難支援等関係者へ自分の情報を提供することについて、同意の確認を行います。

また、避難行動要支援者の転居や死亡、病院への長期入院や社会福祉施設への長期入所等が確認された場合は、名簿更新時に避難行動要支援者名簿から削除します。

第4章 避難行動要支援者の避難支援等に関する事項

1. 地域及び町における避難支援体制

	平常時	災害発生時
地域 〔自主防災組織や 自治会 民生委員・児童委員 消防団 町社会福祉協議会〕	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃の見守り、声掛け ・地域における避難支援体制づくり（安否確認体制の構築等） ・地域全体で防災活動を推進する体制づくり など 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集及び伝達 ・安否確認、避難誘導、救援物資等の配布 など
町役場 〔危機管理課 福祉課 スポーツ健康課 消防総務課〕	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者情報の収集提供 ・避難行動要支援者名簿の作成 ・避難支援のための個別計画策定及び管理 ・名簿制度の広報、啓発 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難のための情報伝達 ・避難施設での生活に支障のある方の受入のための社会福祉施設との連絡調整 ・日本赤十字社との連絡調整 ・医薬品の調達 など

2. 名簿の提供

名簿は、平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されることで、災害発生時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつきます。

そのため、町はあらかじめ避難行動要支援者本人の同意を得た名簿について、避難支援等の実施に必要な限度で平常時から避難支援等関係者へ提供します。

また、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合においては、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、本人同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿を提供することができます。

3. 安否確認体制の構築（名簿の活用）

災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、支援を必要としている地域住民の安否をより早く、正確に確認することが重要です。

安否確認の実施にあたっては、地域住民の全員が対象となりますが、特に避難行動要支援者は自ら避難するなどの行動をとることが困難であるため、その安否をいち早く把握することが犠牲者を減らす第一歩となります。

個別計画（次項参照）の作成が困難な場合でも、いざという時に安否確認を行う体制を構築し、避難行動要支援者を含めた訓練を実施することで、地域の防災力が高まります。

（1）平常時の取り組み

地域での安否確認については、自治会の会長や自主防災組織の代表等が主体となり、町から提供された避難行動要支援者名簿に基づき一世帯ずつ確認する方法がありますが、これでは数十～数百世帯を確認するのに多くの時間がかかってしまいます。

また、名簿に記載された方だけの安否確認を行う場合は、名簿に記載されていない方が災害発生時に救助が必要な状況となった場合、取り残されてしまう可能性があります。このため、次のような安否確認の方法を地域で取り決めておくことが必要になります。

【安否確認の方法（例）】

- ・地域を小さなブロック（10～20世帯程度の組や班など）に分割し、ブロックごとに長を決め、ブロック長は手分けしてブロック内の家々を回り、安否を確認する。
- ・事前に『無事です』と書いた旗などの目印を準備し、無事ならばそれを外に出すという約束のもと、ブロック長はブロック内の家を回って旗などの目印が出ていない家について安否を確認する。
- ・自治会組織等であらかじめ指定した一時避難場所に集合していない世帯について近隣の方が安否を確認する。

※安否確認を実施する際は、自治会又は自主防災組織の名簿を準備し、上記の小さなブロックごとに避難行動要支援者名簿を作成することが理想的です。

この名簿は、避難行動要支援者名簿が更新される時期などに合わせて、定期的に見直します。また、平常時から、安否確認に携わる方の役割分担や確認の方法を決めておき、地域の中で周知・共有しておくことが重要です。そのうえで防災訓練などに合わせて安否確認訓練に取り組むことで災害発生時の安否確認の実効性が高まります。

（2）災害発生時の取り組み

災害発生時においては、平常時にあらかじめ決めておいた方法により、安否確認を実施します。避難行動要支援者はひとりで避難することが困難であるため、必要に応じて避難支援を行います。

ただし、災害発生時の状況によっては、避難支援等関係者が直ちに支援に来られない場合もあります。

4. 個別計画の作成

個別計画は、災害発生時において避難行動要支援者の避難誘導、また避難所等での生活支援を的確に行うため、避難支援等関係者が中心となり、「避難行動要支援者調査票・個別計画」（11 ページ参照）等を利用しながら、避難行動要支援者に関する個別計画（支援計画等）について記録するものです。計画の作成にあたっては、避難行動要支援者本人（もしくはその家族等）と話し合いながら進めることが重要です。

【個別計画に盛り込む事項（例）】

避難支援を行う者、避難場所、避難経路、避難方法、情報の伝達方法、個人で備蓄が困難な物資、必要な支援の内容

5. 避難行動要支援者の避難場所

通常、災害などにより被害を受け、自分の家に居住できなくなった場合、小・中・高等学校などの指定避難所で一定の期間生活を送ることになります。

しかし、避難行動要支援者の中でも、介護が必要な高齢者や障がい者など、学校の指定避難所では生活に支障のある方が、受入れ可能な福祉施設等へ移動できるようになるまでの期間は、一時的に指定避難所（福祉避難所）へ避難することができます。

本町では、障害福祉センター及び福祉センターを指定避難所（福祉避難所）に指定しています。個別計画を作成する際には、避難行動要支援者の避難先として、指定避難所と指定避難所（福祉避難所）のどちらが適当か、検討が必要です。

6. 津波災害が予想される場合

地震により、津波の発生が予想される場合は、まずは避難支援等関係者も自身の命を守ることが最優先です。津波の到達時間・高さ、建物の耐震性、避難距離等にもよりますが、自身の安全確保をした上で、できる範囲の避難支援等を行ってください。

第5章 避難支援等関係者に関する事項

1. 避難支援等関係者の範囲

災害発生時において、避難行動要支援者の避難誘導や安否の確認、避難施設等での生活支援の実施に携わる関係者を避難支援等関係者といいます。

本町は、避難支援等関係者と連携して地域における避難支援体制づくりを推進します。

避難支援等関係者

自主防災組織や自治会、民生委員・児童委員、消防機関、警察、大磯町社会福祉協議会

2. 避難支援等関係者の安全確保

災害発生時においては、避難支援等関係者もまずは自身の安全確保が最優先となります。個別計画を作成する際に避難支援を行う際の安全確保に関するルールを定め、それを避難支援等関係者と避難行動要支援者の双方がそれを理解していることが重要です。

また、災害発生時の状況によっては、避難支援等関係者が直ちに支援に来られない場合もあることを事前に避難行動要支援者へ周知しておく必要があります。

第6章 避難施設における支援対策

避難施設においては、避難行動要支援者の避難状況に応じて、障がい者用トイレの設置や、スロープ等の段差解消設備等、様々な対応が必要となります。

また、避難施設では避難所運営委員会の救護班等が中心になり、避難行動要支援者の要望を把握し、プライバシー保護のための間仕切りの設置などの環境整備が必要となります。

避難生活が長期化する場合は、高齢者、障がい者等の心身の健康管理や生活リズムを取り戻す取り組みが重要となるため、保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群等）の予防、こころのケア等を必要に応じて実施するとともに、避難行動要支援者の状況に応じて、避難施設から福祉避難所への移動や受入れ可能な福祉施設等への連絡調整を行い、誘導又は搬送を行います。

本町では、関係団体、事業者等と協定を締結するなどにより、平常時から対策を講じることとします。

第7章 関係機関等との連携

災害発生時において、町は次の関係機関と連携しながら避難行動要支援者の支援を行うものとします。

(1) 大磯町社会福祉協議会

災害発生時には、大磯町社会福祉協議会が主体となり、ボランティアセンターを開設します。

(2) 福祉施設等

学校等の避難施設での生活に支障のある避難行動要支援者が、必要な生活支援を受けられるなど、安心して生活できる体制が整備された福祉施設を災害発生時に確保できるよう、町では施設の管理者と協定を締結しています。

また、町内の施設の受入れ能力を超える場合は、他市町村へ避難（広域避難）することがあります。

(3) 民間企業等

災害発生時における情報収集や被災者等の搬送に関して、バス協会やタクシー協会等との協定の締結を推進していきます。

第8章 普及啓発等

地域の防災力の強化や、避難行動要支援者が安心して生活していくためには、地域住民の方々の連携、すなわち「共に助けあう」体制づくりをしていくことが不可欠です。

本町では、避難行動要支援者の避難支援体制づくりのために、関係行政機関、自主防災組織や自治会、民生委員・児童委員、近隣の方などが連携して助け合う仕組みづくりを推進しています。

地域においては、避難行動要支援者の避難支援が迅速かつ的確に行われるためにも、自主防災組織等の活動等により、平常時から地域住民の防災意識を啓発していくことが重要です。

また、災害発生時に避難行動要支援者の安全を確保するためには、関係行政機関（公助）や地域等の支援（共助）に加えて、避難行動要支援者本人やその家族の平常時の備え（自助）がその基礎となります。

1. 地域住民への防災意識の啓発

本町は、地域住民に対して、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導に当たって配慮すべき事項などの防災に関する知識について理解を深めるとともに、協働の考え方から行政と地域が協力して防災体制を強化・充実することについての普及啓発を図ることとします。

また、日頃から、自治会組織等は、地域住民の協力により、避難行動要支援者の避難支援体制の整備を進めるものとします。

2. 避難行動要支援者本人及びその家族等への防災意識の啓発

災害発生時に避難行動要支援者の身を守り、安全な避難を支援するためには、周りからの支援だけでなく、避難行動要支援者本人やその家族等が日頃から災害への備えを行うとともに、近隣の方と気軽に声をかけあえる関係を築いておくことが重要です。

また、大規模な災害が発生した場合には、近隣すべてが被災者となることもあるため、必要な備えや避難方法、さらに避難施設での生活等について、避難行動要支援者本人及びその家族や支援者等が日頃から話し合っておくことが必要です。そのために災害発生時に備え、必要とする支援を周囲に的確に伝え、理解をしてもらうため、援助を要する時にはいつでも周囲の人に渡せるように、避難行動要支援者カード（12 ページ参照）等にあらかじめ記載するなど準備を行うことが大切です。

3. 防災訓練等の実施

地域住民や避難行動要支援者本人の防災意識を高めていくため、地域の中で実施する各種の防災訓練において、避難行動要支援者の視点を取り入れた訓練を実施するほか、避難行動要支援者本人が参加する訓練・講習会等を実施することとします。

第9章 個人情報取り扱い

1. 個人情報の共有と活用

名簿に掲載される情報は、平常時の避難支援体制づくりや、災害発生時の安否確認等に利用されるものであり、名簿管理責任者が情報を保有しているだけでは、地域の取り組みとして活用することは困難です。

そのため、避難支援の取り組みに必要な情報として、名簿情報を共有する範囲や活用方法に関して、自主防災組織、自治会組織ごとに取り組み方法を定め、事前に

住民へ周知・共有することで、地域全体の防災意識を高めることにもつながります。

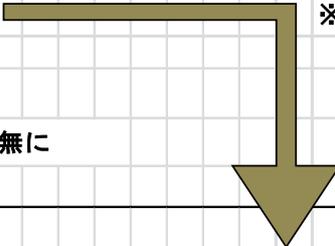
2. 個人情報の保護

名簿を活用する一方で、その内容はいずれも重要な個人情報です。名簿の提供を受けた者は、正当な理由がなく知り得た秘密を漏らしてはならないとする、災害対策基本法およびそれぞれの所管の法に基づき守秘義務が課せられていますので、その取扱いには十分に注意をしてください。

名簿の提供を受けた者は、町からの注意事項の説明等に基づき、名簿掲載者に関するプライバシーを保護する意義を理解し、できるだけ名簿を施錠可能な場所に保管し、情報共有等のために複写する際も必要最小限とし、名簿の紛失などが発生しないよう管理を徹底してください。

本町は、名簿を提供する者に、各支援機関での個人情報の取り扱いに関する規約等の確認や整備を推進することなどにより、個人情報保護の徹底を図ります。

大磯町避難行動要支援者登録同意確認書

大磯町長 宛		記入日	年	月	日
		代理人による 記入の場合	氏名		
		名簿対象者との関係			
フリガナ			性別		
氏名			生年月日	年	月 日
住所	〒 - 大磯町				
電話番号 (本人)	自宅 その他	-	-	自治会・ 町内会名	自治会加入 有・無
避難支援を 必要とする 理由 (該当に☑)	<input type="checkbox"/> 障がい者（身体障がい、知的障がい、精神障がい） <input type="checkbox"/> 要介護者（介護保険要介護状態） <input type="checkbox"/> その他 （特記事項： _____）				
避難支援の希望について、いずれかあてはまる方にチェック(☑)をつけてください。					
避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護を受けるために、上記内容 （氏名、生年月日、性別、住所、支援の事由、連絡先等）を自治会・町内会、自主防災組織、 民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防機関、警察署へ平常時から提供することに					
<input type="checkbox"/> 同意します。		※ 同意される場合は 下欄の項目にもご記入ください。			
<input type="checkbox"/> 同意しません。 ※災害発生時には同意の有無に 関わらず提供されます。					
必要とする 支援内容 (1つにチェック)	<input type="checkbox"/> 避難勧告等の情報を伝えて欲しい。 <input type="checkbox"/> 避難施設まで付き添って欲しい。（自力歩行は可能） <input type="checkbox"/> 自力で避難できないので手助けして欲しい。				
緊急時 連絡先	氏名	名簿対象者との関係		電話番号	
		<input type="checkbox"/> 同居親族 <input type="checkbox"/> 別居親族 <input type="checkbox"/> その他		-	-
※ 名簿掲載の同意については、変更の申し出がない限り継続されます。					
※ 避難支援に関する情報確認のため、自治会・町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員等により訪問調査が行われる場合がありますので、その際にご協力ください。					
災害の状況等によっては避難行動の支援をすることが困難になることもあります。 同意によって災害時の避難行動が必ずなされることを保障するものではなく、また、 避難支援者は法的な責任や義務を負うものではありません。					

避難行動要支援者調査票・個別計画				様式例
調査日	年 月 日 ()		聞き取り実施者	
調査対象者	氏名		住所	大磯町
	連絡先			
(該当するすべてに☑)				
調査結果 記入欄	家族構成	<input type="checkbox"/> ひとり暮らし <input type="checkbox"/> 日中ひとり <input type="checkbox"/> 高齢者のみ <input type="checkbox"/> その他()		
	情報の取得方法	<input type="checkbox"/> 防災行政無線放送 <input type="checkbox"/> メール配信 <input type="checkbox"/> ツイッター <input type="checkbox"/> ホームページ <input type="checkbox"/> 防災行政無線ダイヤル <input type="checkbox"/> テレビ(Lアラート/文字放送) <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 情報の取得方法がない		
		<input type="checkbox"/> 立つことや歩行ができない <input type="checkbox"/> 音が聞こえない(聞き取りにくい) <input type="checkbox"/> 物が見えない(見えにくい) <input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解がむずかしい <input type="checkbox"/> その他()		
		<input type="checkbox"/> 避難する時に誰かに介助してほしい <input type="checkbox"/> 支援が必要 <input type="checkbox"/> 杖・歩行器所持 <input type="checkbox"/> 車いす所持 <input type="checkbox"/> その他()		
	支援に必要な資機材			
個別計画 記入欄	支援者氏名 又はグループ (指定可能な場合)	フリガナ		電話
		① 氏名		携帯
		住所		FAX
		フリガナ		電話
		② 氏名		携帯
		住所		FAX
	支援計画	避難場所: 避難経路: 避難方法:		
特記事項				

【避難行動をする際必ず携帯し、支援を求める時に提示して下さい。】

様式例

避難行動要支援者カード

ふりがな				生年月日	年 月 日	
氏名				血液型	A ・ B ・ AB ・ O ・ RH + -	
住所 (居所)	大磯町			電話番号	自宅	
					携帯	
支援の理由	障がい者	身体・知的・精神		《緊急連絡先》		
	要介護者			連絡先(名前など)	本人との関係	電話番号
	その他			1.		
				2.		
治療中の疾病						
疾患名				治療内容		
服用薬						
薬名			服用時間			服用方法など
その他						